

議案第35号

富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月3日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、富士見市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市営住宅条例の一部を改正する条例

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号オ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改める。

第11条第1号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する女子」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。